

第三者評価結果

事業所名：マヤ保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 園では「マヤ保育園 経営案」の中に、園の基本方針や保育目標などを記載しています。全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約、福祉法などの趣旨を踏まえ作成しています。保育所保育指針が示す養護の3つの視点と教育の5領域を踏まえ、年齢ごとに保育内容とそのねらいを設定しています。全体的な計画の作成にあたっては、園長と主任が中心となって職員の意見などを集約しながら、骨子を作成しています。そして園全体として、経営案に記載されている園の基本方針などを基に、園の保育の特色や地域の特性、子どもの発達過程などについて、職員間で意見交換を行い、園としての全体的な計画を完成させています。職員は、全体的な計画に基づいて、各クラスの指導計画を作成しています。この計画は、年度末の職員会議で行われる年間の振り返りを通し、全体的な評価を行ったうえで、次年度の作成に活かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 保育室は大きな窓から光が良く入り、明るく温かみのある環境です。職員は、各保育室の温湿度や換気の管理をこまめに確認しながら、適切な状態を保持できるようにしています。保育日誌と睡眠時呼吸状態チェック表には、1日3回決まった時間に温度と湿度を記載しています。各クラスでは子どもの発達に合わせ、子どもの動線を考慮し、安全な環境設定をしています。クッションマットや可動型の背の低いパーティションを用いるなどして、コーナーを設置し、子どもがくつろげるスペース作りを工夫しています。小ホールや園長室などは、気持ちが安らぐ空間が作られており、職員は子どもとゆっくり向き合い、子どもが気持ちを落ち着かせたり、気持ちの切り替えができるよう対応しています。園内は衛生管理チェックシートやマニュアルに沿って掃除がていねいに行われ、清潔な空間を維持しています。3歳児までの保育室にはトイレがあります。手洗い場やトイレも明るく、清潔な状態が保たれています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園では入園時に園児保健調査票や家庭環境調査表、成育歴、入園時の個別面談などから、子ども一人ひとりを知るように努めています。職員は、子ども一人ひとりの個性をかがえのないものとしてとらえることを大切に、状況に応じた対応を心がけ、個人差を十分に把握して、日々対応しています。また、活動や遊びの場面の中で、子どもが自分の気持ちをありのまま表現できるよう、声かけを行い、一人ひとりが達成感や満足感を感じられるようにしています。経営案の中で「基本精神としてゆとりある温かい母性を持って接し、子どもにわかりやすい言葉で穏やかに話すことや子どもの欲求を受け止めながら、気持ちに寄り添うこと、せかす言葉や制止させる言葉などを不必要に使用しない」などを明記しています。人権に配慮した保育のマニュアルなどを基に、職員は互いに学び合い、共通認識をもち、保育実践につなげています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 基本的な生活習慣の習得にあたっては、保護者との連携を大切に、子ども一人ひとりの年齢や発達の状況に応じて、職員が援助を行っています。子どもが自分でやろうとする気持ちを大切にすることを職員間で確認し合っています。保健計画や食育計画、経営案、各指導計画に沿って、基本的な生活習慣が身につくように配慮しています。歯磨きや手洗いの方法など、子どもが楽しみながら覚えられるよう、人形やイラストなどを用い、保健指導を行っています。また、箸の持ち方など遊びの中で楽しく、子どもにわかりやすく伝える工夫をしています。「水曜ファミリー」などの異年齢保育では、子ども同士が日々の生活の中で、育ち合える環境となっています。(現在はコロナ禍のため、異年齢保育は実施していません。)着替えの準備やおもちゃや絵本の片付け方などについては、つど職員が伝えており、子どもに意見を聞きながら、みんなで考える機会を設けるなどして、子どもが主体的に取り組めるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 職員は、子どもたちが自分で好きな遊びを選んで、やりたいことを見つけられるよう、また、自分で取り出しやすいよう、おもちゃや絵本を準備し、コーナー作りを工夫するなどしています。年齢に応じて、英会話、剣道、声楽などがあるほか、希望者にはプールや造形など、さまざまな活動を取り入れ、子どもたちが、自発的に身体を動かしたり、友だちとの関係性を深められたりできるようにしています。戸外での活動も積極的に取り入れ、遊具のある園庭や芝生の園庭、広い畑などで毎日自然と触れ合い、のびのびと体を動かしています。畑では土づくり、草取り、水やり、収穫など多くの体験をしています。また、遠足や散歩で出会う地域の人たちに元気に挨拶をしたり、交通ルールを覚えたりして、日々の活動の中で社会体験を積み重ねています。畑で発見した虫を観察したり、どんぐりや葉っぱを探して製作に使ったりするなど、子どもたちはさまざまな体験を積み重ね、自由に自分の気持ちを表現しています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児クラスでは、保護者との連携をしっかりと、子ども一人ひとりの状況を共有しながら、保育にあたっています。看護師と栄養士がクラスに入り、保育士と連携を図り、体調面や離乳食の進み具合などに配慮しています。また、スキンシップを大切にしており、クラスの中で担当する職員を決め、授乳やおむつ替えなどは、なるべく同じ職員が行い、愛着関係を築きながら、子どもが安心して園生活に慣れることができるようにしています。クッションマットなどを用いて、つたい歩きの子ともハイハイの子どものスペースを別にするなどして、安全面に配慮しています。ペットボトルや鈴などを使った音の出るおもちゃを手作りし、子どもが興味や関心を持って遊ぶことができるよう、環境整備を行っています。リズム遊びやわらべうた、手遊びなども取り入れ、職員の声に合わせて手をたたいたり、体を動かしたりしながら、豊かな感性がはぐくまれるようにしています。保護者とは、日々の送迎時での会話や連絡帳でのやり取りを通じて、子どもの様子を共有しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 1歳児クラスでは、個々の欲求に答え、子どもの表情やしぐさから、一人ひとりの気持ちをくみ取り、ていねいに対応することを心がけ、保育にあたっています。遊具のある園庭では保育士とともに遊び、芝生の園庭では芝の感触を楽しむように走ったり、落ち葉を踏んで感触を楽しんだりしています。室内では、絵の具で手形を取るなど、身近な環境の中で興味や関心が持てるようにしています。2歳児クラスでは、子どもの自我の芽生えに合わせ、自分でしようとする気持ちを大切に、子どもが何をしたいのか、どんな援助が必要なのかを適切に捉えることができるようにしています。園庭では葉っぱをクッキーに見立てて、ごっこ遊びを楽しんだり、木の実を発見して楽しんだりして、自分で考えて遊びを広げられるようにしています。子ども同士の小さな揉め事があった際は、「貸して」など、友だちと言葉のやり取りができるように援助しています。保護者とは、連絡帳や送迎時の会話を通して、子どもの育ちを共有しながら、保育の実践に生かせるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳児は、小集団での遊び、いす取りゲームやカードゲームなど、ルールのある遊びを友だちといっしょに楽しく遊べるよう、保育士もいっしょに環境設定しています。4歳児は、運動会や生活発表会での活動を通じ、友だちの意見を聞いて共感するなどしながら成長しています。5歳児は、みんなで相談しながら作品展の作品を制作し、ホールや廊下に飾ったり、生活発表会でのさまざまな活動を通して主体性をはぐくんだりしています。職員は日々の活動の中で、それぞれの年齢に応じた保育内容を計画し、子どもたちが遊びの中で学びを見つけられるよう環境を整えています。近隣の小学校とは、今年度は交流ができる予定です。近隣の高齢者施設や障がい者施設との交流についても、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、順次再開予定です。このように、園での活動の様子を地域の人に知ってもらえるよう努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 園内は、多目的トイレが設置されており、建物内は段差がなく、バリアフリーの構造となっています。障がいのある子どもなど配慮が必要な場合は、職員会議で子どもの状況や対応について話し合い、区からの派遣である臨床心理士や横浜市西部地域療育センター、旭区役所、保健福祉センター保健師からのアドバイスも受けて、個別指導計画を作成しています。職員は、内部研修やWeb開催での外部研修等で障がい児保育について学び、知識を深め保育の実践につなげています。また、相談記録や日々の子どもの成長の様子を記録し、職員間で共有し、子どもが安心して生活できる環境づくりに努めています。さらに、子どもが友だちといっしょに活動する中で、ほかの子どもから生まれる疑問に対してもわかりやすく説明し、子ども同士が自然にかかわれるよう配慮しています。今後は全体の計画や経営案に、障がい児保育における園の姿勢を明記し、保護者への説明を行うと良いでしょう。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 職員は、子ども一人ひとりの在園時間を考慮しながら、一日の生活を見通して、各クラスの指導計画を作成しており、長時間にわたる保育についての配慮事項を記載しています。朝夕の延長保育の時間帯では、異年齢でゆったり過ごせるように環境設定をしています。十分なおもちゃを自由に取れるようにしたり、職員が絵本の読み聞かせをしたりするなど、子どもがさみしさを感じないよう配慮しています。また、マットを用いて横になれるスペースを作るなど工夫しています。また、職員が一对一で対応したり、スキンシップを多くとったりして、家庭的な雰囲気の中でおだやかに過ごせるよう配慮しています。降園時間に応じて、おやつを提供しており、お迎え時間が急に遅くなる場合にも、おやつを提供できるようにしています。子どもの様子については、各クラスに常備している怪我等記録簿(申し送りノート)に記載するとともに、口頭でも伝え合っており、お迎え時に保護者に伝え漏れが無いようにしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画に地域の小学校との交流や情報交換について明記しており、5歳児の指導計画は、アプローチカリキュラムと称して、小学校につながるような計画になっています。コロナ禍の影響により、今年度は実施が難しい状況ですが、例年は、小学校を訪問して在学中に教室や図書室などを案内してもらったり、いろいろな質問に答えてもらったりするなどの交流を行っています。これらの活動については、「園だより」や「クラスだより」などを通じて保護者に伝えており、必要に応じて個人面談を行うなどして、保護者の安心につなげています。幼保小連絡会の会議や研修に園長や5歳児担任の保育士が参加し、小学校教員と情報交換や意見交換を行うなどしています。小学校の学校便りの掲示もしています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	第三者評価結果
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 安全管理マニュアルに子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、朝の受け入れ、及び夕方のお迎え、保育中の健康状態の確認方法などを記載しています。年間の保健計画には、子どもの健康管理における配慮事項などを記載しています。職員は、マニュアルに基づいて、子ども一人ひとりの日々の健康状態を適切に把握するよう努めています。保育中の体調変化やけがなどは、速やかに保護者に伝え、事後の対応について確認しています。子どもの既往症や予防接種の状況などについては、年度末に保護者に記入を依頼し、情報が必要な職員で共有しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防対策については、職員会議などで確認し合っており、0歳児は5分、1歳児は10分ごとに、午睡時の呼吸や顔色などの確認を実施しています。0歳児のクラスには、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関するチラシを掲示しています。また入園時に説明を行っているほか、保健便りを通じて、園の健康管理についての取り組み状況を保護者に伝えています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 健康診断は、園の嘱託医による内科健診と歯科健診をそれぞれ年2回、全クラスで実施しています。診断結果は、所定の用紙に記録して個別の児童健康台帳にファイリングし、職員間で共有しています。保護者へは書面や口頭で健診結果を伝え、必要に応じて医師と連携して対応しています。また、健診前には保護者から医師への質問を受け付けて、医師からのアドバイスや回答を保護者にフィードバックしています。保護者には「健診後のお知らせ」として配付しています。嘱託医とは、日ごろから電話での相談や情報交換を行って連携を図っており、日々の活動に生かしています。園では歯磨きの大切さなどについて、職員が紙芝居やペープサートを用いて、子どもが楽しみながら学べるよう工夫しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> 慢性疾患のある子どもに関しては、主治医の意見書などを提出してもらい、保護者と連携を密にとり、日々の生活に生かしています。厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って、法人が作成しているアレルギー対応に関するマニュアルを基に、園内研修や職員会議でアレルギー疾患のある子どもへ適切に対応しています。アレルギー疾患がある場合には、主治医による生活管理指導票に基づいて、子どもの状況に応じた適切な対応を実施しています。食物アレルギーのある場合には、園での対応方法や配慮事項などについて保護者に説明し、毎月、保護者に除去食などを確認しています。食事の提供については、トレイの色を変え、ネームプレートを用いて、給食担当者と保育士が声出し確認を行いながら、ダブルチェックを徹底し、事故防止に努めています。慢性疾患などの場合にも、適切に対応しています。アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもへの対応については、重要事項説明書に記載し、入園時に説明しています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 園では経営案の中の「食育の目標・年間食育計画」に沿って、子どもたちが食事を楽しみ、食について関心を深められるよう給食の提供、及び食育を行っています。子どもの食に対する関心を高めるために、園の畑での活動に力を入れ、本物の野菜に触る機会を多くしています。子どもたちが土づくりから収穫を行い、新鮮な野菜を給食で食べる経験を大切にしています。環境づくりでは、食事をゆったり取れる場所や時間を確保し、楽しく食事が取れるように努めています。また、食具については、子ども個々の成長発達に合わせて変えています。苦手な食材を少しでも口にさせた子どもには、「よく食べたね」とほめて次の意欲につなげるようにしています。小食の子どもには、配膳量を少し減らすなどして、完食の喜びを味わえるようにしています。また、「給食だより」や「園だより」「ホームページ上での写真の配信」などで保護者に食育活動について紹介するとともに、連絡帳やお迎え時の会話で食育に対する活動について知らせています。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>畑で子どもたちが栽培した野菜を収穫し、新鮮な野菜を使用しておいしさを感じやすい献立になるよう工夫しています。調理は委託ではなく自園で行っています。献立については、園の栄養士が作成したものを、アンケート調査や給食会議で検討したうえで決定しています。残食がある場合は、量を把握し、給食会議では残食が多かった献立について、野菜を細かく切ったり、味付けを変えたりするなどの改善案を話し合い、苦手なメニューを減らすために工夫しています。また、行事食は日本の行事を大切に、花まつりの甘茶、お餅つきなど、子どもたちといっしょに楽しめるよう工夫しています。衛生面では、「衛生管理マニュアル」を作成し、清掃、消毒、換気などの一体的な衛生管理に努めています。栄養士は、給与栄養目標量に基づき、子どもの発育状況や体調を考慮して、献立を作成しています。栄養士は、子どもたちの食べている様子を直接見たり、会話をしたりして、喫食状況を把握し、給食日誌に記録して次の献立作成に生かしています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>0～2歳児クラスでは、個別の連絡帳を用いて、日々の子どもの様子を保護者に伝えており、3～5歳児クラスでは、大学ノートを使用し、何かある時にはすぐ記入できるようにしています。日々の活動の様子はホームページの「ギャラリー」に各クラス単位で写真を掲載しています。また、保護者懇談会や園便り（マヤ通信）、クラス便りを通じて、保育内容のねらいや行事の目的などを保護者にわかりやすく伝えていきます。保育参観や保育参加では、製作やゲームなどを子どもたちといっしょに楽しみながら、園での生活を知ってもらう良い機会となっています。新型コロナウイルス感染予防のため、保護者の行事参加などに制限がある状況ですが、今年度は運動会や生活発表会など少しずつ、保護者との連携を大切にしながら、取り組みを実施しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は職員にあいさつの大切さを周知し、保護者との日々のコミュニケーションに努めています。日ごろから相談しやすい雰囲気づくりを大切に、保護者の気持ちに寄り添い対応することを心がけ、信頼関係を築けるよう取り組んでいます。送迎時の会話や連絡帳を通じて、保護者の悩みごとや困っていることなどを把握し、声かけを行ったり、保護者の思いを傾聴したりするなどしています。個別に相談を受け付ける際は、保護者の都合に合わせて日時を設定して対応しており、内容によっては、看護師や栄養士が同席するなどしています。職員は、保護者支援や相談援助に関する外部研修に参加して学んでいるほか、相談を受け付けた職員に園長や主任がアドバイスを行うなど、保護者に対して適切な対応を行えるようにしています。受け付けた相談内容は、所定の用紙に記録してファイリングし、継続的に支援を実施できるようにしています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待防止に関する対応マニュアル（安全管理マニュアル 虐待の発見）に、虐待の定義や早期発見のポイント、発見時の対応方法、通報先などを明記し、適切な対応を行えるよう、職員会議や園内研修で、マニュアルの内容を確認し合っています。職員は、登園時や保育中に子どもの心身の状態や言動などを注意深く観察し、保護者との日々のやり取りを通じて、家庭での様子の把握に努め、虐待など子どもの人権侵害の兆候を見逃さないようにしています。虐待など権利侵害となる恐れがある場合には、速やかに園長、主任に報告することになっています。職員間においては、対応方法を協議し、保護者に声かけを行うなどして、園全体で様子を見守る体制があります。必要に応じて、旭区こども家庭支援課や横浜市西部児童相談所などの関係機関と連携を図り、情報を共有して、対応策を検討しています。一連の経過については、詳細に記録を残し、適切に対応できるようにしています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>保育士が作る各クラスの年間指導計画や月間指導計画、週案、個別の指導計画については、保育士自身が振り返り、評価を行っています。振り返りについては職員間で話し合い、それぞれの計画に対する評価を行って、その内容を評価欄に記載しています。保育実践に対する評価にあたっては、子ども一人ひとりの心の育ちや活動に取り組む姿に配慮し、子ども主体の保育を行うことができたか、などを評価しています。各クラスの保育実践に対する評価内容は、職員会議で報告し、より質の高い保育を実践するために大切にすべきことなどを確認し合っています。職員個々の自己評価は、年に1回実施し、保育目標、保育内容、行事、食育等について5段階で評価しています。職員一人ひとりが、課題を明確にして、園の目ざす保育の実現に向けて取り組んでいます。園としての自己評価は、職員個々の自己評価結果を踏まえて、年度末に行っています。</p>	